

2土第231号
令和2年6月24日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長
(公印省略)

令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業に係る申請事業者
の第3次募集について(通知)

災害時に応急活動等を実施する建設業者が所定の建設機械を新たに長期リースする場合には、その経費の一部を補助する標記事業について、別添募集要項のとおり令和2年6月29日(月)より第3次募集の受付を開始しますので、お知らせします。

本事業は、地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有を促進し、災害時に応急活動等を実施する地域の建設業者の災害対応能力の向上とともに、施工能力の強化による平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業の円滑な執行を図る目的で令和元年度に引き続き実施するものです。

つきましては、貴団体会員への本事業の内容の周知をお願いするとともに、本事業の積極的な活用促進について、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

(参考：事業の概要)

災害時に応急活動を実施する建設業者が所定の建設機械(ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・大型ダンプ車)を3年以上のリース契約により新たに導入する場合には、初年度のリース料金相当額の1/2(上限200万円)を補助します。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課
契約・建設業G 三木、植
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

建設業者の建設機械保有を支援します

 (愛媛県災害対応建設機械保有支援事業) 

愛媛県では、災害時に応急活動等を実施する県内の建設業者が所定の建設機械を新たに長期リースする場合に、その経費の一部を補助します。

補助申請に係る手続きや申請書類等は、愛媛県の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますので、ご覧ください。

愛媛県ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair2.html>

対象者

「愛媛県 災害対応建設機械」で検索!



次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ①愛媛県との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の締結先である愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- ②愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- ③県内に主たる営業所を有する中小企業者(個人を含む。)

対象機種

災害時において使用される代表的な建設機械として以下の3機種が補助対象となります。

○ショベル系掘削機

○トラクターショベル

○大型ダンプ車

(バケット容量が0.4m³以上のもの)

(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上)

補助内容

初年度リース料金相当額の1/2(上限200万円)を補助します。

※1者あたりの申請(補助)上限台数は1台となります。

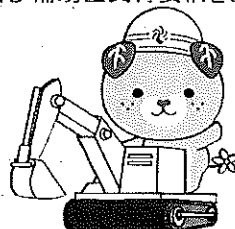
※令和3年3月31日までに支払ったリース料金が補助対象経費となります。

(注)リース料金12カ月分相当額が上限です。

交付要件

- ①令和2年4月1日以降に締結する3年以上のリース契約により、新たに導入する建設機械(中古車両を除く。)であること。
- ②導入した建設機械は、災害発生時には災害応急活動等に優先的に使用すること。
- ③建設機械の導入後、天災その他やむを得ない事情を除き、5年間は建設機械の保有台数を減少させないこと。

※補助金の申請にあたっては、募集要項及び補助金交付要綱をよくご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局

土木管理課 契約・建設業G

TEL:089-912-2643 FAX:089-912-2639

E-mail:dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集概要（3次募集）

◎ 募集期間及び提出先

①募集期間：令和2年6月29日（月）～令和2年8月7日（金）

②提出先：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ

◎ 提出書類

○補助金交付申請書〔様式第1号〕

※見積書等の添付書類が必要となります。

○災害対応建設機械導入計画〔様式第1号別紙〕

○誓約書〔様式第2号〕

○県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明

・申請書等の様式及び記載例は、愛媛県庁のホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair2.html> からダウンロードできます。

（トップページ→「社会基盤」→「建設業」→「相談窓口・支援」→「魅力あふれる建設産業支援」→「令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集について」に掲載）

◎ 補助対象事業者の選定方法

- ・補助金交付申請額の合計額が予算の範囲を超える場合は、募集期間内に交付申請書を提出した者のうち、交付要綱に定められた要件を満たしている者の中から、予算の範囲内において、令和元年度に当該事業の補助を受けていない者を優先し、地域性も加味したうえで、導入する災害対応建設機械を取得する場合の販売価格が高価であるものの申請事業者から順次補助事業者を選定することとします。

※先着順ではありません。

- ・選定（補助金の交付決定）の結果については、文書でお知らせします。

◎ 補助金申請額の計算例

（例1）リース料総額 14,400 千円 月額リース料 300 千円 リース期間 R2.9.1～R6.8.31
 $300 \text{ 千円} \times 7 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,050 \text{ 千円}$

（例2）リース料総額 14,400 千円 年額リース料 3,600 千円 リース期間 R2.9.1～R6.8.31
 $3,600 \text{ 千円} \times 1 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,800 \text{ 千円}$

（例3）リース料総額 14,400 千円 月額リース料 500 千円（～3/31）、265 千円（4/1～）
リース期間 R2.9.1～R6.8.31
 $500 \text{ 千円} \times 7 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,750 \text{ 千円}$

令和2年度 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業 募集要項

1 事業の目的

地域の建設業者による建設機械の保有台数が減少していることにより、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時における応急復旧活動の円滑な実施が困難となることが懸念されていることを踏まえ、地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有を促進し、災害時に応急活動等を実施する建設業者に対し、経費の一部を補助することにより、これらの建設業者による災害対応能力の向上と施工能力の強化による平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業の円滑な執行を図ることを目的とします。

2 補助対象者

当該支援事業の補助対象者は、次の各号のすべてに該当する事業者となります。

- ① 愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- ② 愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- ③ 県内に主たる営業所を有する中小企業者（個人を含む。）

【中小企業者の定義】

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人

3 補助対象建設機械

名 称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4 m ³ 以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けるもの

4 補助率及び補助限度額等

補助率 1/2以内（1台につき200万円を上限）

※対象経費：補助対象建設機械の長期リースに係る経費のうち、次のいずれかの低い方の額

- (1)長期リースに係る経費の総額をリース契約期間(月数)で除し、12月
を乗じて得た額(月額リース料12カ月相当分(1円未満切捨て))
(2)リース契約書に基づき令和3年3月31日までに支払った長期リース
に係る経費

※限度台数：1者あたり1台

※この補助金以外に当該建設機械のリースに関して別途補助金等の交付を受ける場
合は、別途交付を受ける補助金等の額を除いた額を対象経費とする。

5 交付要件

- ① 令和2年4月1日以降に締結する3年以上のリース契約により、新たに導入する建
設機械(中古車両を除く。)であること。
- ② 補助金の交付を受けて導入した建設機械は、災害発生時には愛媛県からの指示に従
い、災害応急活動等に優先的に使用すること(補助金交付申請時に誓約書を提出して
いただきます)。
- ③ 補助事業者となった場合は、補助金交付申請日時点で保有し、経営事項審査の項目
において加点評価されている建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクタ
ーショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車、移動式クレーン)の台数(補助金
交付申請日時点で既に補助金交付対象となる災害対応建設機械を導入している場合は、
当該建設機械は保有台数に含まない。)に、補助金の交付を受けて導入した建設機械の
台数を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、当該建設機械賃借開
始日から起算して5年間のうちにある審査基準日において減少させないこと(補助金
交付申請時に誓約書を提出していただきます)。

※1.「災害発生時」とは、愛媛県災害対策本部条例及び愛媛県災害対策本部要綱に基づ
き「愛媛県災害対策本部」が設置された災害が発生した場合となります。

※2.「災害応急活動等」とは、原則として県との「大規模災害時における応急対策業務
に関する協定」に基づき、応急対策業務を施工する場合及び他区域における応急対
策業務への応援(下請等を含む。)が必要となった場合のほか、建設機械を用いた緊
急的な地域貢献活動が必要となった場合の活動等とします。

※3.「天災その他やむを得ない事情」とは、保有している建設機械等の処分が本人の責
めに帰さないやむを得ない事由によるものとし、次のような事由とします。

- ・天災等により保有建設機械が操作不能となり処分した場合
- ・過失のない事故等により操作不能となり処分した場合
- ・保有建設機械の耐用年数の満了等、通常の使用に耐えなくなり処分した場合
- ・その他知事が特に認める場合

6. 申請方法等

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
電話番号 (089) 912-2643 FAX番号 (089) 912-2639

(2) 受付期間

令和2年6月29日(月) ~ 令和2年8月7日(金)

※持参又は郵送による。(郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。)

(3) 提出書類

○補助金交付申請書〔様式第1号〕	愛媛県HPからダウンロードしてください。 ※見積書やカタログ等の添付書類が必要となります。
○災害対応建設機械導入計画〔別紙〕	
○誓約書〔様式第2号〕	所管の地方局にて発行できます。 ※「県税等の未納がないことの証明」
○県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明	

※愛媛県のホームページアドレス

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair2.html>

(トップページ→「社会基盤」→「建設業」→「相談窓口・支援」

→「魅力あふれる建設産業支援」→「令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集について」に掲載)

7 補助金交付対象者(補助事業者)の選定手続き

(1) 選定手続き

補助金の交付決定を受ける補助金交付対象者(以下「補助事業者」という。)の選定は、受付期間内に交付申請書を提出した者(以下「申請事業者」という。)のうち、要綱に定められた要件を満たしている者の中から、次の手順で補助事業者を選定します。

- ① 補助金交付申請額の合計額が予算の範囲内の場合は、該当する全ての申請事業者を補助事業者とする。
- ② 補助金交付申請額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内において、令和元年度に当該事業の補助を受けていない者を優先し、地域性も加味したうえで、導入する災害対応建設機械を取得する場合の販売価格が高価であるものの申請事業者から順次補助事業者を選定することとする。

(2) 選定結果の通知

選定（補助金の交付決定）の結果については、文書でお知らせします。

補助事業者となった方は、「振込先口座の確認」など必要な手続きを行っていただきます。

8 留意事項

(1) 交付決定までの流れ〔見込み〕

①補助金に係る申請書提出	6/29～8/7の受付期間内
②選定結果（交付決定）の通知	受付期限の後、概ね1ヵ月程度以内

(2) 事業完了後の要件

- ① 事業完了後、補助金の交付を受けて導入した建設機械について、当該建設機械に係るリース契約期間もしくは当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のいずれか短い期間、毎年5月末日までに前年度分（補助事業完了の日の属する年度を除く。）のリース料金支払証拠書類を提出していただきます。
- ② 事業完了後、補助金の交付を受けて導入した建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日に係る経営規模等評価において、毎年度、同評価結果の通知受領後30日以内に建設業法施行規則様式第25号の12（経営規模等評価結果通知書）の写しを提出していただきます。